

**退職手当等の支払を受けた居住者が所得税の確定申告を行う場合に退職所得の金額を加算した合計所得金額に応じて基礎控除等が適正に適用されているかについて、源泉徴収票データを活用した具体的な申告審理の事務処理手続を定めるなどして、的確な確認を行うなどするよう改善させたもの**

・退職所得の金額を加算した合計所得金額に応じて基礎控除等を適正に適用した場合における納付すべき所得税等の額の増加見込額	5億3380万円
---	----------

1 所得税の基礎控除等の概要等

(1) 所得税の基礎控除等の概要

居住者(日本国内に住所を有するなどの個人)の所得税額は、所得税法に基づき、年間の総所得金額等から所得控除の額を差し引いた残額である課税総所得金額等を基礎として計算することなどとなっている。所得控除には基礎控除、配偶者控除及び配偶者特別控除等がある。また、自己の居住の用に供する住宅の借入金等を有する場合の住宅借入金等特別控除があり、これは所得税額から所定の額を控除するものである。基礎控除、配偶者控除、配偶者特別控除及び住宅借入金等特別控除(これらを「基礎控除等」)は、いずれも合計所得金額が適用要件となっており、合計所得金額は、総所得金額に退職所得の金額等を加算した金額となっている。

(2) 退職所得に係る課税の概要

所得税法の規定によれば、退職所得とは、退職手当、一時恩給その他の退職により一時に受ける給与及びこれらの性質を有する給与(以下「退職手当等」)に係る所得とされている。

退職手当等の支払を受ける居住者(以下「受給者」)は、退職手当等の支払を受ける時まで、氏名、退職手当等の金額、勤続年数等を記載した申告書(以下「退職所得の受給に関する申告書」)を、その退職手当等の支払をする者に提出しなければならないこととなっている。

受給者に対して退職手当等の支払をする者は、源泉徴収義務者として、その退職手当等について所得税及び復興特別所得税(以下「所得税等」)を徴収し、国に納付しなければならないこととなっている。そして、受給者が法人の役員である場合は、当該受給者の退職所得の源泉徴収票を税務署長に提出しなければならないなどとなっている。

受給者は、退職所得の受給に関する申告書を提出している場合には、原則として当該退職手当等に係る所得税の確定申告を行う必要はないこととなっている。ただし、事業所得等の退職所得以外の所得があることなどにより納付すべき所得税額がある受給者は、退職所得の金額を記載した所得税申告書を税務署長に提出して、確定申告を行わなければならないこととなっている。

(注1) 復興特別所得税 東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法に基づくものであり、平成25年1月から令和19年12月までの25年間、源泉所得税及び申告所得税に、その税額の2.1%相当額を上乗せする形で課税するもの

(3) 税務署等における所得税申告書の基礎控除等に係る申告審理等

税務署等は、所得税申告書のデータ(以下「所得税申告書データ」)の申告内容が各種情報(注2)に照らして適正であるかについて審理する申告審理を行うこととなっているが、源泉徴収票のデータ(以下「源泉徴収票データ」)を活用した基礎控除等に係る申告審理の事務処理手続について、個人課税事務提要等には具体的に記載されていない。

(注2) 所得税申告書のデータ、源泉徴収票のデータ 書面、国税電子申告・納税システム等により居住者から提出された所得税申告書又は源泉徴収義務者から提出された源泉徴収票の内容を、税務行政の各種事務処理を行うために国税庁が全国的に運用している国税総合管理システムに取り込んだデータ

(4) 受給者等への所得税の確定申告に関する周知

国税庁は、受給者等に向けて、同庁のウェブサイトにて所得税申告書の記入方法等に関する手引等を掲載するなどして、基礎控除等は合計所得金額が適用要件となっていることや退職所得がある場合の確定申告の方法等に関する周知を図っているとしている。

2 検査の結果

検査に当たっては、同庁から所得税申告書データ及び源泉徴収票データの提出を受けるなどして、法人の役員等(以下「役員等」)に係る2年分又は3年分の退職所得の源泉徴収票において500万円以上の退職手当等の支払を受けたとされている者のうち、当該年分の所得税の確定申告を行っていた役員等計32,843人を選定し、これらに係る両データの内容を確認するなどして検査した。

#### (1) 基礎控除等の適用の状況

両データを突合したところ、所得税申告書に退職所得の金額<sup>(注3)</sup>を含めずに確定申告していた役員等が23,750人見受けられ、それぞれ試算した退職所得の金額を加算した合計所得金額に応じて基礎控除等が適正に適用されているかを確認したところ、合計所得金額が2500万円を超えていて基礎控除の適用要件を満たさないなどしているにもかかわらず基礎控除等の額を計上するなどしていた役員等は4,515人(試算した退職所得の金額計993億0003万円)となっていて、基礎控除等が適正に適用されていない蓋然性が高い状況となっていた。

そこで、上記役員等4,515人の所得税等の額について、上記の試算した退職所得の金額を用いて試算したところ、合計所得金額が増加し、基礎控除等の額が減少(基礎控除、配偶者控除及び配偶者特別控除の減少見込額計19億5482万円、住宅借入金等特別控除の減少見込額計3503万円)<sup>(注4)</sup>することにより、納付すべき所得税等の額が計5億3380万円増加すると見込まれた。

(注3) 退職所得の金額は、源泉徴収票データに記録されていないため、当該源泉徴収票データに記録されている退職手当等の金額や勤続年数等を基に試算した。

(注4) 退職所得の金額を加算した合計所得金額に基づき基礎控除等の額を計上しないなどして試算した増加見込額であり、税務署等の行政指導等により、ほかの申告誤りなどが判明する場合、増加見込額が変動するため、この増加見込額がそのまま所得税等の増収額となるわけではない。

#### (2) 国税庁の税務署等への指導状況及び税務署等における申告審理の実施状況

同庁において、基礎控除等に係る申告審理に関する税務署等への指導状況を確認したところ、同庁は、源泉徴収票データにより退職所得の金額を加算した合計所得金額等<sup>(注5)</sup>を推定するなどの具体的な事務処理手続を示していなかった。そして、21税務署において、所得税申告書における基礎控除等に係る申告審理の実施状況を聴取したところ、源泉徴収票データを活用した申告審理を組織として行っている税務署は見受けられず、申告審理が的確に行われていない状況となっていた。

(注5) 21税務署 札幌中、函館、青森、郡山、栃木、西川口、朝霞、松本、麴町、神田、日本橋、芝、本所、蒲田、荒川、足立、葛飾、横浜南、鎌倉、甲府、大野各税務署

#### (3) 退職所得がある場合の所得税申告書の記入方法に関する周知の状況

同庁のウェブサイト等による周知の状況をみると、退職所得の受給に関する申告書を提出した場合であっても確定申告を行う場合には所得税申告書に退職所得の金額を含めて申告する必要があることについては、退職所得の受給に関する申告書の手続ページ等に明確に記載していないなどして、受給者等に対する周知は十分に行われていない状況となっていた。

このように、所得税申告書に退職所得の金額を含めずに確定申告していた役員等の中に、基礎控除等が適正に適用されていない蓋然性が高い者が相当数見受けられるのに、税務署等において源泉徴収票データを活用するなどして申告審理が的確に行われていなかったり、所得税申告書に退職所得の金額を含めて確定申告する必要があることについて受給者等に対する周知が十分に行われていなかったりしていた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

### 3 国税庁が講じた改善の処置

同庁は、次のような処置を講じた。

ア 退職手当等の支払を受けた役員等の所得税申告書における基礎控除等に係る申告審理を行うに当たって、源泉徴収票データを活用した具体的な事務処理手続を定め、5年8月に事務連絡を発して、各国税局等を通じて全国の税務署等に周知した。

イ 退職所得がある年分の確定申告を行う場合は所得税申告書に退職所得の金額を含めて申告する必要があることについて、5年8月及び9月に同庁のウェブサイト等に明確に記載して、受給者等に対して周知するなどした。